

# 兵庫県公報

令和元年9月20日 金曜日 第42号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（北播磨県民局）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	3
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	14

## 告 示

### 兵庫県告示第405号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、令和元年9月4日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

令和元年9月20日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
宮置土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	宮置地区	令和元年9月20日から 同 年10月10日まで	姫路市役所

### 兵庫県告示第406号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和元年9月20日

兵庫県知事 井戸敏三

芦田中央土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	足立豊	丹波市青垣町田井縄735番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	俵文男	丹波市青垣町田井縄709番地



兵庫県告示第407号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和元年9月20日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
中郷土地改良区	令和元年8月30日



兵庫県告示第408号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年9月20日

北播磨県民局長 濱西喜生

- 指定する貯水施設の所在  
多可郡多可町八千代区横屋字奥桑谷262番
- 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名	住所
横屋区長 杉本雅之	多可郡多可町八千代区横屋52番1

- 指定する理由  
多可郡多可町八千代区横屋地域内野間川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第409号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年9月20日

北播磨県民局長 濱西喜生

- 指定する貯水施設の所在  
多可郡多可町八千代区中野間字三室498番3
- 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名	住所
門脇和志	多可郡多可町八千代区中野間584番

- 指定する理由  
多可郡多可町八千代区中野間地域内野間川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第410号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和元年9月20日

北播磨県民局長 濱 西 喜 生

- 1 指定する貯水施設の所在  
多可郡多可町八千代区下野間字野口216番  
多可郡多可町八千代区下野間字中ノ坪412番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏 名	住 所
下野間地区共有財産管理委員会 委員長 谷 野 正 治	多可郡多可町八千代区下野間876番 1

- 3 指定する理由  
多可郡多可町八千代区下野間地域内野間川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第411号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和元年9月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R01中播位置 0005号	1.9.6	宍粟市山崎町千本屋字宮ノ段46番の一部	6.00	13.95
			5.00	4.78
			4.00	10.06

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年9月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオン明石ショッピングセンター  
所在地 明石市大久保町ゆりのき通三丁目3の2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号	花岡正浩
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	飯盛徹夫

イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武 美
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金 谷 隆 平

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号	花 岡 正 浩
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	飯 盛 徹 夫
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中 嶋 克 彦

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号	花 岡 正 浩
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	飯 盛 徹 夫
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井 出 武 美
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金 谷 隆 平

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中 嶋 克 彦
株式会社未来屋書店 外26者	千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽 牟 秀 幸

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井 出 武 美
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金 谷 隆 平
株式会社未来屋書店 外65者	千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	松 田 裕 史

4 変更年月日

平成31年3月1日ほか

5 届出年月日

令和元年7月23日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年9月20日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年1月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域

の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年9月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオン土山店  
 所在地 明石市魚住町清水字舞々2208-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
    - イ 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社大吉商事	姫路市飾磨区東堀17番地	山本 盛裕
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	城戸 一弥

 外3者
    - イ 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
株式会社大吉商事	姫路市飾磨区東堀17番地	山本 盛裕
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	城戸 一弥

 外4者
- 4 変更年月日  
平成31年3月1日ほか
- 5 届出年月日  
令和元年7月23日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和元年9月20日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和2年1月20日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年9月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 

名称	加古川ショッピングデパート	
所在地	加古川市平岡町新在家615-1	
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	飯盛徹夫
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎双一
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	飯盛徹夫
    - イ 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	飯盛徹夫
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎双一
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	澤田将広
株式会社未来屋書店	千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽牟秀幸
    - イ 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田将広
株式会社未来屋書店	千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	松田裕史
- 4 変更年月日
 

平成31年3月1日ほか
- 5 届出年月日
 

令和元年7月23日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
 

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間
 

令和元年9月20日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限
 

令和2年1月20日
  - (2) 提出先
 

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年9月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン三木店

所在地 三木市大村字砂163ほか

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一

## イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 博丈
株式会社未来屋書店	千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽 牟 秀 幸
外21者		

## イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
株式会社未来屋書店	千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	松田 裕史
外15者		

## 4 変更年月日

平成31年3月1日ほか

## 5 届出年月日

令和元年7月22日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

## (2) 縦覧期間

令和元年9月20日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

令和2年1月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年9月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン三木青山食品館  
所在地 三木市志染町青山3-9-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
西村興産株式会社	三木市志染町青山三丁目14番地の3	立松陽子

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	村井正平
株式会社ハラダ	三木市本町三丁目1番12号	原田巧
鯉榭食品株式会社	大阪府八尾市海原九丁目115番地	北野清
外3者		

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
株式会社ハラダ	三木市本町三丁目1番12号	原田巧
鯉榭食品株式会社	大阪府八尾市老原九丁目115番地	柳田英司
外3者		

4 変更年月日

平成31年3月1日ほか

5 届出年月日

令和元年7月22日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年9月20日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年1月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年9月20日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン小野店

所在地 小野市王子町字太良右エ門池868番地1

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
神姫バス株式会社	姫路市西駅前町1番地	長尾 真
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
神姫バス株式会社	姫路市西駅前町1番地	長尾 真
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一

## イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
神姫バス株式会社	姫路市西駅前町1番地	長尾 真
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	加賀 純一
株式会社大創産業 外18者	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 博文

## イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田 将広
株式会社大創産業 外14者	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二

## 4 変更年月日

平成31年3月1日ほか

## 5 届出年月日

令和元年7月22日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

## (2) 縦覧期間

令和元年9月20日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

令和2年1月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年9月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール加西北条

所在地 加西市北条町北条字鳥居元323-3ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	橋本 勝
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	山田 昇

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬一丁目6番地	羽牟 秀幸
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	澤田 将広

外39者

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
株式会社未来屋書店	千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	松田 裕史
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田 将広

外38者

4 変更年月日

平成31年3月1日ほか

5 届出年月日

令和元年7月22日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年9月20日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年1月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年9月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオン洲本ショッピングセンター  
 所在地 洲本市塩屋一丁目1番8号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|              |                   |        |
|--------------|-------------------|--------|
| 名称           | 住所                | 代表者の氏名 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 橋本 勝   |
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前  

|             |                      |        |
|-------------|----------------------|--------|
| 名称          | 住所                   | 代表者の氏名 |
| イオンリテール株式会社 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1      | 岡崎 双一  |
| 株式会社キタムラ    | 高知市本町四丁目1番16号        | 北村 正志  |
| 株式会社大創産業    | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢野 博文  |

 外17者
  - (2) 変更後  

|             |                      |        |
|-------------|----------------------|--------|
| 名称          | 住所                   | 代表者の氏名 |
| イオンリテール株式会社 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1      | 井出 武美  |
| 株式会社キタムラ    | 高知市本町四丁目1番16号        | 浜田 宏幸  |
| 株式会社大創産業    | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢野 靖二  |

 外18者
- 4 変更年月日  
平成31年3月1日ほか
- 5 届出年月日  
令和元年7月22日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和元年9月20日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和2年1月20日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年9月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオン南淡路ショッピングセンター  
 所在地 南あわじ市賀集八幡北字東内378番地1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎双一
    - イ 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎双一
株式会社キタムラ	高知市本町四丁目1番16号	北村正志
株式会社大創産業 外9者	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野博丈
    - イ 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
株式会社キタムラ	高知市本町四丁目1番16号	浜田宏幸
株式会社大創産業 外4者	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野靖二
- 4 変更年月日  
平成31年3月1日ほか
- 5 届出年月日  
令和元年7月22日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和元年9月20日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和2年1月20日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年9月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 

名称	ショッピングデパート津名	
所在地	淡路市志筑新島10番地3	
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
津名商業協同組合	淡路市志筑新島10番地の3	梅原 永治
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
津名商業協同組合	淡路市志筑新島10番地の3	萩 建治
    - イ 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
津名商業協同組合	淡路市志筑新島10番地の3	梅原 永治
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
有限会社大正あん	淡路市志筑新島10番地の3	梅原 永治
株式会社手芸の丸十 外14者	加古川市加古川町中津448番地の1	畑 陽介
    - イ 変更後
 

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
有限会社大正あん	淡路市志筑新島10番地の3	梅原 永治
株式会社手芸の丸十 外12者	加古川市加古川町中津448番地の1	畑 陽介
- 4 変更年月日
 

平成31年3月1日ほか
- 5 届出年月日
 

令和元年7月22日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
 

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間
 

令和元年9月20日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限
 

令和2年1月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年9月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市春日野町2605番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市香寺町溝口830番地  
大野 秀 樹
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和元年6月19日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-35-2号（30高砂）